

定 款

定 款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、環境との調和に配慮しつつ農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、びわこ揚水土地改良区という。
2 この土地改良区の認可番号は、滋賀第361号である。

(地 区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載にかかる土地以外の土地を除く。）とする。

(事 業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、維持管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) 琵琶湖から引水するかんがい施設及び幹線かんがい水路の維持管理及びこの事業に附帯した発電事業
- (2) 琵琶湖から引水するかんがい揚水施設の新設改廃及び管理
- (3) 地区内の農用地、又は施設の災害復旧若しくは突発事故被害の復旧
- (4) 地区内農用地に対する畦畔整備事業
- (5) 地区内におけるかんがい排水事業、農道整備事業、維持管理事業
- (6) 地区内における県営ほ場整備事業によって造成された施設の維持管理

2 この土地改良区は、県営ほ場整備事業による評価換地業務を委託される場合は、これを受託する。

3 この土地改良区は、県営事業によって造成された施設を管理委託される場合又は、譲与される場合は、これを受託する。

4 この土地改良区は、第1項の事業に付帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

5 この土地改良区は、農業生産の大規模な面的集積の促進を図るため、農業生産集積促進事業を実施することができる。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、滋賀県近江八幡市北津田町1503番地におく。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は50人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(議決方法の特例等)

第14条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、維持管理規程の設定、変

更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第15条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第16条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章 役員

(役員の数)

第17条 この土地改良区の役員定数は、理事21人及び監事5人とする。

2 前項の理事定数のうち、13人は、組合員であつて耕作又は養畜の業務を営む者とする。

(役員を選任)

第18条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長等)

第19条 理事は、理事長1名、副理事長1名を互選するものとする。

2 業務の管理運営上、常務理事をおくことができる。

第20条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従つて業務を処理する。

2 理事はあらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第21条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第22条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の仕事及び財産の状況

を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

- 2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第23条 役員任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消しによる選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選任が役員全員にかかる時は、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第24条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第31条第1項各号に該当する者となり、又は農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年6月6日法律第39号）による改正前の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第42条第1項に規定する経営移譲をしたことによりその被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において、組合員でない役員となることができる。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第25条 第4条第1項第1号、2号、4号、5号及び6号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該各事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

- 2 第4条第1項第3号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(分担金)

第26条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

- 2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第27条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第28条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第29条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第30条 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第31条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第32条 第25条、第26条、第29条又は第30条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて年利14.6%の延滞金並びに督促状を発した場合には、督促手数料200円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を、市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑則

(係及び委員会)

第33条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定めることができ

る。

(加入金)

第34条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第35条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第32条の規定を準用する。

(基本財産)

第36条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第37条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第38条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第39条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

付 則

1. この定款は知事の認可のあった日より施行する。(平成14年4月1日)
2. 第1回の総代会において選任された役員の任期は、法第18条第12項により平成18年3月31日までとする。
3. この変更定款は知事の認可のあった日より施行する。(平成19年12月17日)
4. この変更定款は知事の認可のあった日より施行する。(平成23年5月23日)
5. この変更定款は知事の認可のあった日より施行する。(平成26年9月10日)
6. この変更定款は知事の認可のあった日より施行する。(平成30年4月2日)
7. この変更定款は知事の認可のあった日より施行する。(令和3年8月26日)
8. この変更定款は知事の認可のあった日より施行する。(令和7年9月2日)

別 表

市 町 名	大字名	小 字 名	地区となるべき 地 域 (又は除斥地)
近江八幡市	島町	山津良	内一部を除く
	白王町	川西	一円の土地
		北浦、長葎	内一部
		川東、宮ノ下、大葎	内一部を除く
	円山町	西長葎	一円の土地
		東長葎、川西、川東、山後、向山、岩崎	内一部を除く
	北之庄町	川西、川東	内一部を除く
	多賀町	白椿、森前、馬洗	一円の土地
		長塚、七ノ坪、樋ノ口、三十六	内一部を除く
	市井町	中島	内一部を除く
	西庄町	八田、大和田、筆ノ部、黒橋、高木、八甲町	内一部を除く
		金田	一円の土地
	浅小井町	川西、川東	一円の土地
		五郎丸、北開、狐田、安徳寺、浄光院、笠屋	内一部を除く
	長田町	北、東、西	一円の土地
		後川、前後、西ノ前	内一部を除く
	杉森町	神ノ木	一円の土地
		島森、名後、安代、池沢	内一部を除く
		沢、里中	内一部
	金剛寺町	西、中、東	一円の土地
		古城、十の坪、宮の後、流レ	内一部を除く
		辰ノ鼻、大道、大將軍、里の内、寺の内	内一部

市町名	大字名	小字名	地区となるべき地 城 (又は除斥地)
近江八幡市	西本郷町	十の坪、加太、八の坪、下利正町、瓦ヶ田	一円の土地
		寸越、十二、向田、曲田、上利正町	内一部を除く
		世行水	内一部
	鷹飼町	黒橋	内一部
	上田町	西恋、東恋、中恋、狭間、五反田、宇須本 新池、宮ノ後、清戸、菊明、烏田、中澤 虎目、沢ノ口、垢離庵、竹ノ街道、弁慶橋 西ノ久保	一円の土地
		伊庭前、行司殿、的場、桜前、蕪島、寒藪 新蔵寺、神ノ前、杉ノ木、川ノ口、藤安 今森、蛇塚、横田、茨下、川崎、十六、	内一部を除く
		宮前、八反田	内一部
	武佐町	東、高見	一円の土地
		横田、追分	内一部
	西宿町	九門明、野屋、四反田	一円の土地
		下大井、的場、名古屋、出口、土畑、中島 紺屋田、南平	内一部を除く
	野田町	太田、大手前、川向	一円の土地
		西ノ口、里ノ内、金江、表テ	内一部を除く
	御所内町	中ノ町、八神、清水戸	一円の土地
		苗代又、宮前、西浦、狭間	内一部を除く
	友定町	ヒンセノ木、上	一円の土地
		大乘門、北岸、道西寺、名古屋、出雲地 広門、御屋敷、林中、惣木戸、西浦	内一部を除く
		下	内一部
	西生来町	宮ノ前、六反田	一円の土地
		金津、野田、契、的場、堂ノ前、大門 廻り戸、柳ヶ辻、常衛、小野	内一部を除く
		福田、名城、北岸前、蛇川、八陣、榎前 刈ヶ上、蒲生野口	内一部

市 町 名	大字名	小 字 名	地区となるべき 地 域 (又は除斥地)
近江八幡市	安土町 常楽寺	八反物、江口、蓮池、登田、西ノ名、笹塚 間小場、立田、中座、半田、志反田、西沢	一円の土地
		四反田、百間堀、桜田	内一部を除く
		四ノ坪	内一部
	安土町 香庄	広田、藪ノ下、水戸尻	内一部を除く
		小川、松原	内一部
	安土町 慈恩寺	宝山、浄念寺、鍋屋町、門ノ前、金剛寺 赤沢、前後、松ノ木、佃、荒木	一円の土地
		水戸尻、永原町、池袋、加茂、竹ノ内、安土	内一部を除く
	安土町 小中	高打、位田、市ノ内	内一部を除く
		在所前	内一部
	安土町 中屋	屋敷ノ内	内一部
		御輿道、池田、高塚、市、大宮前	内一部を除く
		平木、前後、五反田、向岸、大門前 清水、中小路、竹ノ前、辻子、八王寺	一円の土地
	安土町 上出	車田、前ノ町、中島、織田、平塚、佐沙木	一円の土地
		五斗代、西澤	内一部を除く
	安土町 西老蘇	石橋、榎前、樋ノ口	一円の土地
		市ノ橋、恵丁縄、十良野、半掛、南出	内一部
	安土町 東老蘇	惣下、東澤、猪ノ谷沢、三十二、猫ノ子 砂場瀬、北澤	一円の土地
		野神、登り道、西沢、道崎、岩崎、目腐 鹿垣、組ノ木、内野尻	内一部を除く
		野瀬、猪ノ谷、安明寺、西ノ口	内一部
	安土町 石寺	森尻、長之町	一円の土地
		五反地、勘定、大野、福坪、松之木、扇山、佃	内一部を除く
		平田、駒殿	内一部